

令和8年8月28日
国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について

関東地方整備局は、株式会社協同エンジニアリング（埼玉県狭山市）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

□契約課長 榎本 （内線：2511）

□契約課長補佐 園田 （内線：2517）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

契約管理官 小宮 （内線：5880）

経理調達課長 兒玉 （内線：5870）

□は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指 名 停 止 措 置 業 者	住 所
株式会社協同エンジニアリング	埼玉県狭山市上奥富新堀 9 7

2. 指名停止措置期間

令和 8 年 8 月 2 8 日から令和 8 年 1 1 月 2 7 日まで（3 カ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、令和 8 年 7 月 2 7 日、荒川上流河川事務所発注の「R 8 西浦和出張所機械設備改修その他工事」において、落札者として通知を受けたが、配置予定技術者が配置できないとの理由により、契約締結を辞退した。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、落札決定後に契約締結を辞退したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第 2 第 1 5 号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

<指名停止措置要領別表第 2 第 1 5 号>

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 カ月以上9 カ月以内